

特集

障害者自立支援法と乳幼児療育の課題

特集にあたって

乳幼児期にふさわしい制度を求めて

近藤直子

こんどう なおこ
日本福祉大学社会福祉学部

「障害者自立支援法」が2006年10月に本格施行され、通園施設も利用契約制度にもとづく出来高払いの仕組みとなった。父母と関係者の運動により父母負担は若干軽減されたが、法の根幹となっている応益負担の仕組みは変わっていない。2009年の「障害者自立支援法」見直しに向けて、厚生労働省は障害児の療育体系の見直しも予定しており、2007年1月には障害児が利用している児童福祉施設と児童デイサービス事業の全数調査が行われた。2月には抽出調査の形でタイムスタディが実施され、各施設、児童デイサービス事業における職員の働きの実際が数値化された。この結果は10月末に公表されたが、今後の検討のスケジュールを考えるならば、関係者による詳細な分析が求められるだろう。

「障害者自立支援法」制定時には、厚生労働省は今後の課題として、障害種別に分かれた現在の施設体系の見直しや施設の運営母体の変更等を考えていた。具体的には、障害児にも障害程度区分を持ち込むこと、療育体系は事業別に設定し利用した事業ごとに利用料を支払う仕組みに組み替えること、從来都道府県が実施していた事業を市町村に下ろすこと等である。しかし、「障害者自立支援法」本格施行1年で、児童の分野では既に様々な矛盾が露呈してきている。特に入所施設においては、障害児施設を「児童福祉法」体系に戻すことが関係者の声となってきた。措置から契約へとかなり無理な変更を行ったために、都道府県によって入所

施設の措置率に大きな格差が生じたこと、契約を重視した県では利用料や給食費における未収金が大規模に発生し、施設の運営自体に困難をきたしつつあるからである。

入所施設ほどではなくても、通園施設においても様々な矛盾が出ており、特に病弱な乳幼児期においては安定的な利用者数が確保できず、そのことが経営を圧迫することが典型的な問題として指摘できる。法施行後の現状については今回の特集で各施設種別ごとに詳細をまとめたが、そもそも児童期の障害児に対する療育や生活保障の取り組みが障害児自立支援法の仕組みに適合するのかが問われなければならない。

そこで今回は主に乳幼児期の障害児に対する取り組みに関して、発達支援や訓練の視点から見た療育体系のあり方について問い合わせてみた。さらに療育が離島や僻地など小規模な自治体でも取り組まれるために、都道府県がどのような役割を果たすべきなのか、国の制度や政策はどうあるべきなのか、児童福祉体系や「子どもの権利」といった見地から根本的に問い合わせ直す必要性も提起した。

現在、厚生労働省は、「障害者自立支援法」「発達障害者支援法」「児童福祉法」の三法について、それらの見直しと障害児福祉のあり方に關して検討を開始しており、関係学会や団体の動きも活発化している。この特集が、障害のある子どもたちの発達と、子育ての見通しを保障する制度の確立に向けた議論の一助となることを願っている。